

= はじめに =

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

= 目 次 =

1. 重大事故情報 = 9件 (6月17日～6月23日分)
  - (1) 乗合バスの車内事故
  - (2) 貸切バスが対向してきた軽乗用車と衝突した事故
  - (3) タクシーが交差点で乗合バスなどに接触した事故
  - (4) タクシーが対向してきた乗用車と衝突した事故
  - (5) タクシー運転者の酒気帯び運転による事故
  - (6) タクシーが道路を横断中の歩行者を撥ねた事故
  - (7) トラックが交差点で乗用車と衝突した事故
  - (8) トラック運転者の酒気帯び運転による事故
  - (9) トラックが快速電車と衝突した事故
2. 5月1日からアルコール検知器使用が義務化されました。(再周知)

【1. 重大事故情報 = 9件】(6月17日～6月23日分)

(1) 乗合バスの車内事故

6月14日午前11時40分頃、山口県のバス停において、乗合バスが乗客2名を降車させて発車したが、当該バスの運転者が「降ります」の声を聞いたため、当該バスを停車させたところ、乗客(女性、83才)が転倒した。

この事故により、転倒した乗客は脊柱にヒビの入る重傷を負った。

事故当時、転倒した乗客は、当該バス停に当該バスが停車したため、降車しようとして座席を立ったが、当該バスの運転者は、車内をよく確認していなかったため、当該乗客が降りようとしていたことに気付かなかった模様。

当該バスは、ドライブレコーダーを装着していたが、乗客が転倒した映像は映っていなかった。

(2) 貸切バスが対向してきた軽乗用車と衝突した事故

6月18日午後5時頃、福岡県において、貸切バスが乗客11名を乗せて運行中、対向してきた軽乗用車と正面衝突した。

この事故により、軽乗用車の運転者が腰の骨などを折る重傷を負い、貸切バスの運転者と乗客11名が打撲などの軽傷を負った。

事故現場は、片側一車線の当該バスから見て緩い右カーブで、事故当時、当該バスの運転者は、対向してくる当該軽乗用車に気付いたため、減速して道路左側に当該バスを寄せたが、当該軽乗用車はセンターラインを越えて減速せずに衝突してきた模様。

#### (3) タクシーが交差点で乗合バスなどに接触した事故

6月15日午後0時30頃、北海道の交差点において、タクシーが乗客1名を乗せて運行中、乗合バスに接触し、そのはずみで店舗等に接触した後、フェンスに衝突して停止した。

この事故により、当該タクシーの乗客が右手首(尺骨)骨折の重傷を負った。当該乗合バスの乗客及び運転者に負傷はなし。

事故現場の交差点には、当該タクシー側に一時停止の標識があったが、事故当時、当該タクシーは、一時停止を行わずに当該交差点に進入した模様。

#### (4) タクシーが対向してきた乗用車と衝突した事故

6月15日午後2時50分頃、熊本県において、福祉タクシーが助手席に乗客1名を乗せて運行中、対向してきた乗用車と正面衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客が胸などを打ち、約6時間後に死亡し、当該タクシーの運転者は軽傷を負った。

事故現場は、片側一車線の直線道路で、事故当時、衝突した乗用車は、センターラインを越えて走行していた模様。

#### (5) タクシー運転者の酒気帯び運転による事故

6月16日午後6時20分頃、大分県において、タクシーが乗客1名を乗せて運行中、前方を走行していた軽自動車と接触した。

この事故による負傷者はなし。

接触後、当該軽自動車の運転者とトラブルになったため、当該タクシーの運転者は警察に通報したが、事故現場に駆けつけた警察は、当該タクシーの運転者から酒の臭いがしたため、当該タクシーの運転者の呼気を確認したところ、呼気1リットル当たり0.35ミリグラムのアルコールが検出されたため、当該タクシーの運転者を道路交通法違反(酒気帯び運転)の容疑で現行犯逮捕した。

#### (6) タクシーが道路を横断中の歩行者を撥ねた事故

6月18日午前0時30分頃、静岡県において、タクシーが空車にて運行中、前方に右側から左側へ道路を横断している歩行者を撥ねた。

この事故により、撥ねられた歩行者が死亡した。

事故現場は、周囲が暗い片道一車線の道路で、横断歩道から約10メートル先の道路であった模様。

事故当時、当該タクシーの運転者は、ヘッドライトをハイビームにして走行

していたが、事故の直前に車内のナビゲーションシステムを操作しており、前方不注意であったため、当該歩行者を発見した際にハンドルを右に切ってこの歩行者を避けようとしたが間に合わなかった模様。

#### (7) トラックが交差点で乗用車と衝突した事故

6月17日午後11時20分頃、徳島県において、大型トラックが交差点を通過しようとしたところ、左側から当該交差点に進入してきた乗用車(3名乗車)が衝突した。

この事故により、当該乗用車の乗員2名が死亡、1名が軽傷。当該トラックの運転者も軽傷を負った。

事故現場の交差点は、当該トラック側の信号が黄色の点滅信号で、乗用車側の信号が赤色の点滅信号であったが、乗用車は一時停止を行わずに当該交差点に進入して当該トラックの左後輪付近に衝突した模様。

#### (8) トラック運転者の酒気帯び運転による事故

6月18日午前5時30分頃、埼玉県において、トラックが走行中、信号待ちのために停車していたトレーラに追突した。

この事故による負傷者はなし。

事故後に実施された警察による現場検証の際、当該トラックの運転者から酒の臭いがしたため、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認したところ、当該トラックの運転者から、呼気1リットル中0.15ミリグラムのアルコールが検出されたため、当該トラックの運転者は、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで現行犯逮捕された。

当該トラックの運転者は、前日(17日)午後10時頃から2時間ほど自宅で焼酎を数杯飲み、同日午前4時40分に営業所に出勤した。その後、本来は運行管理者と対面で行うべき点呼を電話で済まして出庫したが、その際にアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認は行っていなかった模様。

#### (9) トラックが快速電車と衝突した事故

6月21日午前7時30分頃、広島県の踏切において、トラックが快速電車(4両編成)と衝突した。

この事故により、当該トラックの運転者は死亡した。当該電車の乗客約500人に負傷はない模様。

事故当時、当該踏切(第一種、障害物検知装置付)は、正常に作動しており、遮断桿の破損はなかった。

この事故の影響で、路線の一部区間(上下線)の電車が約4時間半運休した。

【2.5月1日からアルコール検知器使用が義務化されました。(再周知)】

事業用自動車の運転者の飲酒運転を根絶するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正等により、本年5月1日から、自動車運送事業者の点呼において運転者の酒気帯びの有無の確認を行う際に、アルコール検知器を使用することを義務化しました。

アルコール検知器義務化の詳細については、下記URLをご覧ください。  
( [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000038.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000038.html) )

#### 対象となる事業者

一般旅客自動車運送事業者  
特定旅客自動車運送事業者  
一般貨物自動車運送事業者  
特定貨物自動車運送事業者  
貨物軽自動車運送事業者  
特定第二種貨物利用運送事業者

#### 【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

\*このメルマガについてのご意見は、< [jiko-antai@mlit.go.jp](mailto:jiko-antai@mlit.go.jp) >までお寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> )

#### 【参考】

\*自動車交通局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

\*自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ホームページ受付 ( [www.mlit.go.jp/RJ/](http://www.mlit.go.jp/RJ/) )

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

・自動音声受付 03-3580-4434 ( 年中無休・24時間 )

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。